

## 電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第9回） 議事要旨

- 1 日時 令和4年9月16日（金）15時00分～16時12分
- 2 場所 Web 会議
- 3 参加者 （一社）日本ユニファイド通信事業者協会、（一社）電気通信事業者協会、東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、楽天コミュニケーションズ（株）、総務省
- 4 オブザーバー 警察庁

（1）電話番号・電話転送サービスの新たな提供ルールの運用に関するヒアリング  
（各社から回答）

（2）意見交換

番企室：JUSA の資料中、3）－1で回答されているリストの項目追加の要望の「登録日」、「更新日」とは電気通信番号使用計画の認定を受けた日もしくは変更認定を受けた日のことか。

JUSA：そのとおり。更新日は、認定後に変更があるかは事業者がその取引において番号使用計画認定を受けたかどうかを確認するために重要なので、記載した。事業者や番号帯が追加・削除される際に番号使用計画認定が更新されるものであるため、それらを最大限確認できるようにしていただきたいという主旨。そうでない場合、一度番号使用計画認定を取得すれば、事業者や番号帯の追加等においてもリスト上では判別できず、実効性が減退してしまうと考えている。

番企室：ソフトバンクの資料中、2）－2の回答について、「他人の通信を媒介することに制限をしているサービス」とはどのようなものか。

ソフトバンク：個人向けに回線数を制限して提供しているものが該当する。法人向けの基本回線の上に乗るサービスについては、再販出来ないような契約になっており、そういったサービスも該当する。そういったサービスは継続して再販禁止とする。

番企室：NTT コムの資料中、4）－1の回答について、「提供先が番号使用条件を遵守することを契約約款に記載した西暦年数」とあるのは、契約約款に追加したタイミングを記入するという意味か。

NTT コム：然り。卸契約によらない場合は、契約約款に追加することで確認・合意したとしたいので、既存契約については、契約約款に追記した日付を報告様式に記入することで合意したとみなす運用としていいかという意味。

番企室：KDDI の資料中、1) - 3 の回答について、約款に記載する場合、リードタイムは2ヶ月程度必要なため、10 月中にモデル条項がほしいとあるが、他の社からもスケジュール等留意することはあるか。

KDDI：リードタイムは2ヶ月程度あれば対応可能だと思う。各社の御意見を踏まえ、ご検討いただければと思う。

ソフトバンク：KDDI と同様、10 月中にはモデルを示していただきたいと考えている。約款によっては11月に提示が必要で、その前に固めないといけない。

NTT コム：特約書の再準備と営業・運用の整備に時間がかかるので、2ヶ月程度いただきたい。

番企室：概ね10 月中に示して欲しいという御意見が多いと理解。

番企室：楽天コムの資料中、3) - 1 の回答について、不正利用のあった事業者等の情報共有を求める御意見があるが、それについて警察庁よりコメントあればいただきたい。

警察庁：捜査についての情報は事前に共有することはできない。捜査関係事項照会を参考にしてもらって、個別の問合せがあれば対応する。

楽天コム：認定のない事業者への提供義務の有無について、総務省の見解を聞きたい。

番企室：提供義務との関係について、以前の連絡会でも一部整理されたと思うが、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を適切に有していない場合には、卸提供拒否ができると示しており、現在も同じ考え。今後、関係部局ともすりあわせして、ご懸念含め踏み込んだ整理をできればと思う。

NTT コム：今後の規律の確定までの流れをお聞きしたい。

番企室：御意見等を踏まえ、必要に応じ各社に追加の質問又はヒアリングを行い、10 月中旬には再度連絡会を開催したい。そこで方針案を示して10 月中に確定すべきものは確定させていきたいと考えている。

以上